

第一節 弁護士は、依頼人のために、 真実を否認することが許されるか？

一 若い弁護士や司法修習生の中に見られる考え

訴訟は、原告が訴状で請求の原因となる事実を書いて裁判所に提出し、被告がその事実を「認める」か、「知らない」と言うか、「否認する」かの“認否”を答弁書に書いて提出して、まずは、事実主張の争いから始まります。

その答弁書の書き方について、若い弁護士や司法修習生の中には、訴状に書かれた事実がたとえ真実であることが分かっているにもかかわらず、それを認めると依頼人に不利益になる場合は、“否認する”と書くことが許されると考えている人が意外に多くいます。

例えば、約束手形の所持人が原告になって、振出人欄に記名押印のある人物や会社を被告として、約束手形金の請求訴訟を起こすケースで考えてみます。

振出人欄の被告の記名押印が、被告のゴム印や丸印を押すことで作られている場合、被告は、自らそのゴム印等を押しているにもかかわらず、署名と違って押印した者が誰であるか分かり難いことを利用して、手形金の支払いを免れようと考え、手形の振り出しを否認する場合があります。

そのような場合に、弁護士の中には、依頼人から、「本当は自分が手形の振り出しをしたが、手形金を支払いたくないので手形の振り出し行為を否認して欲しい」と頼まれたときに、それに応じて、否認する者がいるのです。

真実であることを知りながら否認する弁護士の考える理屈は、“弁護士は依頼人の利益を守らなければならない使命があるので、依頼人に不利な相手方の主張は否認することが出来る。”というものです。

では、はたして弁護士は、“依頼人の利益のために”真実を否認することができるのでしょうか？

二 弁護士の真実尊重義務 — 真実義務 —

弁護士には、真実尊重義務、略して、真実義務という義務があります。これは、弁護士の基本的人権擁護、社会正義実現義務（弁護士法1条）から生ずる義務です。

この義務は、後述の誠実義務に優先する弁護士の義務なのです。

1. 真実義務の意味

民事訴訟における真実義務とは、一般には「積極的に真実を陳述せよ」と言うのではなく、真実に反することを知りながらその主張・立証をすることを禁止し、真実に反することが分かっている相手方の主張事実を争い反証を上げることが禁じた消極的な義務」と解されています。ですから、真実を否認することは許されないのです。

しかし、相手方が主張する事実の中に、真実ではないが依頼人に有利な事実がある場合、それを正してあげる義務はなく、それを黙っていること、争わないでおくことは、許されます。

なお、弁護士が、真実義務に反して、真実を否認する答弁書を提出した場合、その後の訴訟は、どのように展開するのでしょうか？

訴訟は、弁護士が答弁書で原告の主張事実を否認しても、それで終わるというものではありません。

先ほどのケースで、弁護士が答弁書で約束手形の振出行為を否認しますと、手形上の印影は誰が所有する印鑑でつくられたものかなどの争点が出てきます。その場合、手形の振出行為を否認した弁護士は、印鑑は依頼人の所有ではないなどの虚偽の主張をするようになるのではないかと考えられます。

また、事実関係が細かくなっていくにつれて、積極的に真実でないこと

を真実であると主張せざるを得なくなるのではないかと思います。

さらに、訴訟では主張だけでは勝てませんので、その主張を裏付ける証拠を提出する段階で、証拠の偽造、偽証教唆^{きようさ}など犯罪に入り込む誘惑が生ずる可能性も出てきます。

真実義務の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 積極的に、真実に反することを主張・立証してはならない 2. 積極的に、真実であることを否認・立証してはならない
真実義務に違反しない場合	相手方が誤解して真実に反していることを主張していても、消極的に、黙っていることは許される

訴訟は、単純に思えても意外な展開を見せる、ということがよくあります。

相手方から、依頼人に不利な予想外の証拠が提出され、弁護士が、その証拠を攻撃するため、あるいは、その証拠に勝る依頼人に有利な証拠を提出するため、自分の方でも証拠を探し、日記や郵便葉書など、過去に作成されたことに疑いの余地のない証拠が出てきたとします。そして、その証拠は、相手方が提出した証拠の価値を粉砕できるほどの価値があったとします。ところが、その証拠の中味をよく読んでいくと、その中に、弁護士が答弁書で否認した事実は真実であること、しかもそれが真実であることを依頼人が知っていたこと、が書かれているようなこともあるのです。

闇に隠れているものはいつまでも隠れている、と思うのは、浅はかです。灯火^{ともしび}が移動して、隅の闇の部分^{すみ}が照らし出され、最も明るい光の中にその姿がさらされるということは、しばしばあることなのです。

弁護士なら、真実^{まこと}は、思いがけないときに、思いがけない形で、必ず

明らかになる、と考えるべきなのです。

とくに、争いのある事実を懸命に証明し合う訴訟の場では、真実^{まこと}は、必ず明らかになる、と肝に銘じておくべきなのです。

真実^{まこと}は、絶対に、否認してはならないのです。

2. 真実を否認すると懲戒処分を受ける。

大審院^{だいしんいん}に於ける懲戒裁判所大正 14 年 3 月 13 日判決は、為替手形の所持人から手形金請求訴訟を起こされた被告に頼まれて、その引受行為（約束手形でいう振出行為と同趣旨）を否認した弁護士に対し、弁護士の品位失墜行為として懲戒処分を科しています。このように、真実を否認することは許されないことなのです。

（なお、大審院の判例は、弁護士が裁判所の監督下にあった時代のものです。現在は、弁護士自治が認められており、弁護士への懲戒権は弁護士会が持っています。）